

岐阜市立藍川中学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定
平成 27 年 9 月一部改定
平成 30 年 3 月一部改定
平成 31 年 3 月一部改定
令和元年 8 月一部改定
令和 2 年 4 月一部改定
令和 3 年 4 月一部改定
令和 4 年 4 月一部改定
令和 5 年 4 月一部改訂
令和 6 年 4 月一部改訂

はじめに

ここに定める「藍川中学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

藍川中学校では、令和 2 年度よりいじめ防止に向けて様々な取組をしてきた。生徒会を中心に誰もが傍観者にならないという思いを込めて、いじめ撲滅宣言「誰も独りにせず、正しい行動ができる藍川中」を策定し、生徒や教師向けに、いじめ対策監による「いじめ防止通信」を発行した。また、いじめ強化月間では、実際に起きたいじめ事案を基にいじめ防止の授業を仕組み、大河内祥晴さんを講師を迎え、いじめについて全員で考え、いじめが起きたとき、いじめかもしれない言動があったときどうすべきか学び、いじめ防止の意識を高めてきた。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義（法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視

する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心理的又は物理的な影響を与える行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

いじめ防止の基本姿勢として、以下の6つをあげる。

- (1) 生徒一人一人の自己有用感を高め、望ましい人間関係を築く力を育む。
- (2) 教師と生徒、及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、相談しやすい環境を整える。
- (3) 学校と家庭、地域、関係諸機関と連携して取り組む。
- (4) 道徳教育を充実させる。
- (5) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

(6) 保護者の責務等

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめ未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

いじめ防止に向けての基本姿勢を具現するために、以下のとおり具体的な取組の重点を定め、実践していくこととする。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

生徒一人一人の自己肯定感や、自己有用感を高め、望ましい人間関係を築く力を育む。

- ①すべての授業で「学びの共同体」の考え方を導入し、授業を通して良好な人間関係の構築、生徒の居場所づくりの基盤づくりをする。
- ②定期的にアセス（学校適応感尺度調査）を実施し、集団・個の学校適応感を調査、分析し、生徒一人一人がどんなことで、どの程度困っているのかを測定・把握するとともに、生徒個々に必要な支援を行う。
- ③定期的に SEL（対人関係能力育成）を実施し、生徒がコミュニケーションスキルを習得し、仲間との関わり方を学ぶとともに、自他ともに理解し合うことのできるようにする。
- ④仲間と協力する喜びを味わう体験活動を仕組む。

(2) 安心感を生み出す指導

教師と生徒、及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、相談しやすい環境を整える。

- ①本人からの訴え
 - ア 保健室や相談室への一時的な保護や、担任や養護教諭、生徒指導主事（いじめ対策監）、ほほえみ相談員などを中心に心のケアに努めるなど、本人が安心できるようにする。
 - イ 事実関係や気持ちを聞く。担任に限らず、生徒が話しやすい雰囲気作りに努める。
- ②周りの生徒からの訴え
 - いじめを訴えた生徒への新たないじめが起らないように情報の管理に留意する。他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ③保護者からの訴え
 - 保護者がいじめに気がついたときに、すぐ学校へ連絡ができるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ④校内にいじめ防止に関わる「いじめ対応フロー図」「いじめの内容」「4つの約束」を掲示し、いじめは絶対にしてはいけないという雰囲気作りに努め、いじめが起きたとき、生徒がどのように行動するか理解できるようにする。

家庭や地域、関係諸機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をさらに密にして、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。また、必要な場合は関係諸機関と連携して指導する。
- ②学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等の相談窓口も紹介する。
- ③全校生徒がMS J リーダーズに加入し、規範意識向上の自覚を持ち取り組む。
- ④地域の大人が子どもたちの話を聞く機会を設定する。
- ⑤コミュニティ・スクール機能を活用する。

(3) 生命や人権を大切にす指導

道徳教育を充実させる。

- ①各月ごとの重点目標を定め、人権及び命の大切さの授業を計画的に実践していく。
- ②人権に関わる授業で学んだことを、日常生活で実践していく。

(4) 全ての教育活動を通した指導

活動を通じ、いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。

- ①日常の中でいじめについて考える場の設定。
- ②いじめについて考える日の取組の充実。
- ③生徒（議員）のいじめ対応組織を設置し、生徒会・学級委員会によるキャンペーンの実施。
- ④生徒指導全体計画の中にいじめ防止に関わる取組を示す。

（5）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①情報端末機器の取り扱い、誹謗中傷への対応、情報モラル教育等について、専門家を招聘するなど、生徒や保護者への指導・啓発を充実させる。
- ②インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた情報交流会等、自治的な活動を充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応

- （1）いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
 - ①生徒が傍観者にならないための、SOSの出し方・SOSカード・SOS BOX、情報提供アンケートなどの活用を周知させる。
 - ②いじめ発生から解決までの流れを各教室に掲示し、学校全体でいじめ解決に努める。
- （2）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実
 - ①教育相談アンケート・いじめアンケート・情報提供アンケート（自宅での記入、記名、無記名）、ここタンを行い、生徒の悩みや人間関係等の把握に努める。
 - ②「ダブルチェック」を基本として、複数の職員でアンケートを確認する。
- （3）いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底
 - ①いじめ対策監による校内巡視や、組織的な対応、適切な情報共有し、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応をする。
 - ②生活ノートやここタン、日常の様子からいじめと思われる事案を把握した場合は、教師が当該生徒と面談・確認し、学年主任に報告するとともに学年主任は管理職に報告する。（フロー図に沿った確実な対応）
- （4）教育相談の充実
あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全児童生徒を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える児童生徒に働きかける予防的教育相談）の体制を充実させ、生徒がいつでも相談しやすい環境づくりを日常から推進し、生徒に認識させる。
- （5）教職員の研修の充実
 - ①学校いじめ基本方針の理解のもと、組織的に対応する力を養う研修を行う。
 - ②解消事案をもとにした事例研修や進行形の事案による研修等を行う。
 - ③主観的理解と客観的事実を区別した事実確認ができるよう研修を行う。
- （6）保護者・地域との連携
 - ①保護者・地域住民（学校運営協議会やPTA 役員会等）の積極的な情報提供の協力依頼をする。
 - ②事案発生時に関係する生徒の保護者への確実に情報提供をする。
 - ③管理職による情報提供の履行の見届けやいじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届けなど）をする。
- （7）関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）
 - ①直ちに教育委員会へ報告をする。
 - ②関係機関（警察・子ども相談センター・エールぎふ・こどもサポート総合センター・スクールロイヤ一、病院等）との情報提供や支援・指導の際の連携を行う。

いじめ対応の原則

- ①いじめを把握した場合は、いじめ対策チームを招集し、即時対応をする。
- ②校長の指導の下、全職員が情報共有し、組織対応をする。

- ③被害者生徒の安心・安全を最優先とし、加害者生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたるが、加害生徒の様子にも配慮する。
- ④指導には双方の保護者へも報告し、保護者の理解と協力を求める。
- ⑤傍観者の立場にいる生徒からも情報収集するとともに、傍観者がいじめを助長していることへの指導を行う。
- ⑥スクールカウンセラーや外部関係機関等と連携し、被害生徒、加害生徒を第一に解決にあたる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、(副校長) 教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー

5 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

「藍川中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・情報モラル教育（SNS勉強会の実施） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・二者懇談の実施 ・Wサポートプランの実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会（書面）で「方針」説明 ・教育相談アンケートの実施 ・いじめアンケート・保護者アンケートの実施 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・生徒指導事例研の実施 ・「いじめ防止強化週間」の実施（6月24日～7月3日） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 	

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」7月3日 ・犯罪被害防止教室の実施 ・情報提供アンケートの実施 ・生徒指導対策委員会の実施 ・三者懇談の実施 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 	第1回 県いじめ 調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含めた） ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（夏休み前までの評価） ・「学校人権教育研修会」の参加 ・岐阜市生徒会サミット 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供アンケートの実施 ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供アンケートの実施 ・心のアンケートの実施 ・二者懇談の実施。 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止月間」の取組 ・いじめアンケート・保護者アンケートの実施 ・いじめについて考える日の実施 ・三者懇談の実施 ・学校評価（職員、保護者、学校運営協議会委員）の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・生徒指導対策委員会の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（人権講演会）の実施 ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・三者懇談の実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（冬休み前までの評価） 	第2回 県いじめ 調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の取組（ピンクシャツデー） ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・いじめアンケート・保護者アンケートの実施 ・生徒指導対策委員会の実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（終業式までの評価） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供アンケートの実施 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回 県いじめ 調査 問題行動 調査 （文科省）
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・SELの実施 ・毎月3日に「いじめを見逃さない日」の取組 ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用 	

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「校内いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者（いじめ対策チーム）と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
- 指導記録について
 - ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応

の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。